

仕 様 書

1 契約件名

令和6年度「Google ビジネスプロフィールを活用した市内観光関連事業者向けデジタルマーケティング支援事業」業務委託

2 実施時期

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 事業の目的

観光需要の増大にあわせ、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下、「当財団」）では、福岡市内のより多くの観光関連事業者がデジタルマーケティングの導入等により、データを活用した戦略作り、ならびに自主的に観光客の満足度向上に向けた事業活動が出来るよう導入支援を推進していく。

その取り組みの一環として、本事業においては国内外で広く活用されている Google の地域検索サービス「Google Map」や、Google のローカル検索で掲載される施設・店舗情報を管理できるツールである「Google ビジネスプロフィール（以下 GBP）」の登録・運用支援を実施する。

4 事業の内容

(1) GBP 登録・活用施設の拡大

想定参画事業者数：計 100 事業者以上

（うち 70%程度は新規オーナー登録の施設であることが望ましい）

(2) GBP 導入・運用支援、集客促進支援

- ・セミナー開催、啓発資料作成、問い合わせ対応等
- ・GBP 運用状況を可視化させ、状況に合わせて登録方法（既登録者には、登録の改善ポイント）及び、効果的な活用方法について各参画事業者に助言すること

(3) 参画事業者の GBP 運用状況が把握できるツールの導入

（イメージ）

- ・プロフィール閲覧数
- ・ルート検索数
- ・WEB サイトクリック数
- ・予約注文数（予約導線構築事業者のみ）

(4) 参画事業者向けの事業実施後アンケート調査

本事業の効果測定を目的としたアンケートで、次年度以降に同様の事業を行う際に

PDCA を回せること、KPI 設定に繋がられるような設問とする

（例：事業参加による売上効果、事業参加満足度/NPS 等）

(5) その他参画事業者の課題解決/事業参加満足度上昇に繋がる追加提案

（例：SNS 分析等）

5 業務実施体制

- ・契約締結後、当財団と業務を遂行する上でのスケジュールを合わせる会議を速やかに行い、実施スケジュール等の詳細を記載した業務活動計画を提出すること。当財団から承認を得た上で、業務を実施する。
- ・以降は業務の各段階において定期的に、対面・オンライン会議等を行い、当財団と連携し本業務を実施すること。

6 成果品

各成果物の納品形態については、下記の通りとする。

〔データ納品〕の場合は、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかで納品すること。

- (1) 参画事業者向けの運用マニュアルの作成・配布

- 納品形態：[紙納品/カラー製本] または [データ納品] ※参画事業者の希望に合わせる事
- (2) 参画事業者に向けた「分析結果レポート」の作成・配布
※今後の集客促進支援となるような実施期間全体のレポートを参画事業者毎に配布すること
納品形態：[紙納品/カラー製本] または [データ納品] ※参画事業者の希望に合わせる事
- (3) 当財団に向けた上記分析結果レポートの内容を含んだ「業務結果報告書(総括)」
※次年度に向けた提案報告を含めた内容とすること
納品形態：[紙納品/カラー製本3部] および [データ納品]
- (4) 納品日は令和7年3月31日とする。

7 受託者の責務

① 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

② 守秘義務

(ア) 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

(イ) 従事者への周知

(ウ) 受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8 再委託について

- ① 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により当財団の承諾を得たときにはこの限りではない。
- ② この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- ③ 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であつてはならない。

9 著作権等の権利の取り扱い

- ① 制作された物(以下「制作物」)に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権および翻案権は、当財団に帰属するものとする。
- ② 当財団は制作物の一部について差し替え、削除および追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- ③ 当財団は制作物(提供いただいた画像等を含む)を他の広報物に使用できるものとする。
- ④ 制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

10 その他

- ① 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- ② 本業務の目的達成のために当財団が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、当財団との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や社会情勢等を踏まえて、当財団と協議のうえ対策を講じること。

- ④本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、当財団と協議のうえ決定する。